

Power of humanity (人道は限りない力)

第33回赤十字・赤新月国際会議

ジュネーブ (スイス)

2019年12月9～12日

第33回赤十字・赤新月国際会議

ジュネーブ (スイス)

2019年12月9～12日

行動の時： 感染症の地域的流行と世界的流行双方への取り組み

決議

決議

行動の時： 感染症の地域的流行と世界的流行双方への取り組み

第 33 回赤十字・赤新月国際会議は、

世界の中でも感染症の地域的流行への対応がとりわけ困難になりやすい脆弱な地域や複雑な環境において、感染症の地域的流行ならびに世界的流行が世界の人々の健康や経済、社会の安定性に及ぼす脅威に対する深い懸念を表明し、

時間や財源を節約し、命を救うことができる効果的な準備の重要性と認識の広まりを認め、

持続可能な開発目標 3 と、健康な生活を保証してあらゆる年代の人たちの福祉を促進するというその目的を想起し、

また、国際赤十字・赤新月運動憲章において、コミュニティの利益のために疾病予防、健康増進、人々が抱える苦痛の軽減を実現するにあたって各国赤十字社・赤新月社が公的機関と協力することが認められていることを想起し、

さらに、第 30 回赤十字・赤新月国際会議（国際会議）の第 2 決議において、人道分野における政府の補完的役割を担う各国赤十字社・赤新月社が、国際法ならびに国内法に基づいて相互に責任を負って、特定かつ特徴的なパートナーシップを結ぶことが認められており、そうした関係性の中で国家機関と各国赤十字社・赤新月社は、後者が赤十字基本原則に準拠して公共の人道事業を補完もしくは代行することを合意していることを想起し、

さらに、第 31 回国際会議において、関係政府部局とそれ以外の資金援助者がその国の赤十字社・赤新月社の運営上のニーズに合わせて想定可能で定期的な資金提供をおこなうことが奨励されたことを想起し、

第 30 回国際会議の第 1 決議において、各国赤十字社・赤新月社の関与により保健制度を強化するとともに国民の健康計画を整備し、ボランティアと被災者グループの力を引き出す必要性が強調されたことを想起し、

感染症の地域的・世界的流行を阻止・緩和し、流行に対処するために、運動のさまざまな構成機関が現場でその他の組織と共に行動を起こすことの重要性を認識し、

感染症の地域的・世界的流行は、少年・少女、成人男性・成人女性、若者・老人、そして、障がい者や慢性疾患患者、感染症流行時に罹患可能性の高い生活環境にある人にそれぞれ異なる影響を及ぼし、彼らをより脆弱にする可能性があることを認識し、

世界保健機関などの主要パートナーと緊密に協力して、はしか、ポリオ、デング熱、コレラの大流行、エボラ・ウイルス病の発生、ジカウイルス病の地域的流行など、近年見られる感染症の地域的・世界的流行への対応にあたっている赤十字国際委員会 (ICRC)、国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC)、そして各国赤十字社・赤新月社による人道的活動を、感謝の念とともに評価し、

感染症の地域的・世界的流行の前・最中・後に、脆弱な立場の人々のニーズに備えて対処するために、運動の各構成組織が定期的におこなっている幅広い活動を認識し、

締約国が国際保健規則 (IHR2005) を尊重して、感染症の地域的・世界的流行を予防し、発見し、評価し、報告し、対処するための効果的な主要能力を確保すると誓約していることを認識し、

締約国がその義務を果たして IHR を順守するのを支援するために、感染症の地域的・世界的流行に対処する政府やその他の地域の団体や国際機関と緊密に連携して活動している各国赤十字社・赤新月社の重要性を強調し、

計画立案、準備、地方組織・国際組織との連携、予防・管理、予防接種、人道支援におけるコミュニティの参画と説明責任 (CEA)、市民とのコミュニケーション、緊急対応を始めとする、国が感染症の地域的・世界的流行に対処する主要な能力をさらに強化するにあたって、世界保健機関(WHO)などの外部パートナーとの協力の下で各国赤十字社・赤新月社、ICRC、IFRC が果たしうる役割を強調し、

WHO の健康危機と災害リスク管理枠組を早期し、

感染症の地域的・世界的流行への対処、とくに不安への対処においては、中立的かつ公平で独立した人道的活動を診療提供以外にも拡大させることが極めて重要であることを認識し、

負傷者と罹患者、医療従事者と医療施設、さらに医療輸送手段を尊重して保護する義務、並びに、適用される法的枠組みに準じて武力紛争などの緊急事態において負傷者や罹患者の安全を確保し、医療サービスを迅速に受けられるよう、あらゆる妥当な措置を講じる義務を想起し、

医療資源が不足している地域や医療提供が困難な地域において感染症の流行が発生した場合に医療ニーズに応えるうえでの課題を考慮して、

1. 効果的な国際協力や連携、被災コミュニティへの関わり・支援といった、感染症の地域的・世界的流行に対する予測可能で組織的なアプローチに貢献することを、運動構成組織がその使命と能力および国際法に従って可能にし、それを手助けするよう各国政府に要請する。
2. 各国政府に対して、人道分野における政府の補完的役割を担う各国赤十字社・赤新月社をその使命と能力に応じ、国内の疾病予防・管理や多部門間の準備・対応に関する枠組みに組み入れ、可能であれば、そこでの各国赤十字社・赤新月社の役割を資金面で支援するよう働きかける。
3. さらに、各国赤十字社・赤新月社に対しては、IHR を順守する義務の一環として、主要能力を強化するそれぞれの国の政府の取り組みの中で、必要に応じて公的機関を支援して、危機的状況において被災者に公衆衛生上の対応を効率的かつ優先的におこなうために特別な対策を有効な形で整備し、赤十字・赤新月以外の地元の団体や国際機関と連携し、とくに、アプローチが困難で、公衆衛生面で脆弱な、医療サービスの行き届かない、リスクの高いコミュニティにおいて老若男女の多様なニーズに対して細心の注意を払って早期警戒能力と迅速対応能力を構築するよう働きかける。
4. 多部門連携、多重危険対応、社会全体を旨とするアプローチに基づいて、感染症拡大の防止や対策と対応でのコミュニティの積極的な参画を促すことの必要性を強調するとともに、各国政府と各国赤十字社・赤新月社に対して、根拠に基づくアプローチでコミュニティを中心とする感染症拡大の防止・検出・対処に取り組むよう働きかける。
5. また、各国政府と各国赤十字社・赤新月社に対して、上記の対策の実行を支援するための、これまでにないツール・ガイダンス・戦略をさらに開発し、感染症の地域的・世界的流行への対応の質を向上させるためのデータ・技術の活用を強化するよう働きかける。
6. 感染症流行の防止と感染症流行に対する準備を優先し、それに投資することのみならず、各国赤十字社・赤新月社によるものを含む流行に対する初期活動を支援するための資金を提供することの重要性も重ねて強調する。
7. また、感染症の地域的・世界的流行がもたらす脅威に対処できるよう発展途上国の政府やその国の赤十字・赤新月社に資源を動員し能力を強化することの重要性も、重ねて強調する。
8. 運動構成組織、公的機関その他すべての関係機関に対して、感染症の地域的・世界的流行に対応するボランティアやスタッフの、心の健康や心理的健全性を含めた健康と安全が適切に維持されるように、各国・各地域の事情に応じて適切な措置を講じるよう求める。

9. IFRC に対して、2023 年に開催される第 34 回赤十字・赤新月国際会議に向けて、本決議の履行に関する進捗報告を作成するよう要請する。